

# 令和7年第4回 経済建設委員会会議録

令和7年9月3日

第2委員会室

開 会： 午前10時00分

委員 長 柘植 孝彦

副委員 長 千藤 安雄

2番委員 各務 美穂、3番委員 高橋 隼人、4番委員 佐々木 透、5番委員 鶴飼 伸幸

委員 長 ; おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和7年第4回経済建設委員会を開会いたします。

本日の会議は、去る8月26日の本会議において、当委員会に付託された議案の審議であります。議事の進行は次第書の順序で行いますので、よろしく願いいたします。

初めに、西尾副議長御挨拶をお願いいたします。

副議長 ; 皆さん、おはようございます。

第4回経済建設委員会ということで、本日議案内容が4件と件数はそんなに多くはありませんが、慎重審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

委員 長 ; ありがとうございます。

それでは議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。

発言及び反問につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、着座にて、マイクに向かって簡潔に質疑・答弁をされますようお願いいたします。

---

委員 長 ; 初めに、「議第53号 恵那市火入れに関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

1番委員。

1 番委員 ; 少し伺いたいと思います。説明があったかと思いますが、今回の条例でいきますと第 1 条関係、第 11 条関係、第 12 条関係にそれぞれ数値が出てきて、結構、厳しく制約をされているわけですが、森林経営者にとってはこれハードルが結構高いと思います。その辺のところの、今回こういう数値で示された考え方ですね、それをもう少し細かく伺いたいと思います。

委員長 ; 林政課長。

林政課長 ; それでは数値について説明させていただきたいと思います。

今回の数値につきまして、この火入れ条例自体は、森林法第 21 条の規定により定められております。もともとは国の行政事務でございましたが、昭和 58 年に市町村事務に移行され、市町村が条例をつくって規定をしております。

そしてこの火入れ条例におきまして、許可の要件や許可の対象面積、火入れの方法などは、市町村長が定めるということで、市町村独自で火入れの面積を 1 ヘクタールにしたり 5 ヘクタールにしたり、また防火帯の幅について 3 メートルや 7 メートルにしたりとかいろいろ規定がありまして、市町村の裁量で決めているということです。

やはりこの条例の目的が林野火災を防止するためのものがございますので、森林経営者にとっては厳しいとは思いますが、1 つの目安ですがこれは近隣の市町村の状況等を参酌して、今回決めさせていただいたというものでございます。以上でございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 5 3 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

( 賛 成 者 挙 手 )

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 5 3 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第 5 4 号 恵那市下水道条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑ありませんか。

4 番委員。

4 番委員 ; この改正は災害そのほか非常の場合にとされておりませんが、主にどのような状況の場合を想定されているのか。また、その場合における他市町村の対応はどのようなものかをお聞きいたします。以上です。

委員長 ; 上下水道課長。

上下水道課長 ; はい。災害その他の非常の場合ということでございますが、1年前の能登半島地震を踏まえて、国から条例を改正するようという通知がありました。この条例の改正の通知については、令和7年の4月の末です。

状況については、想定として災害対策基本法に基づく市町村または都道府県に対して応援要請をする場合など考えられます。

近隣の市町村についても同じように国からの通知により、条例を改正していくと聞いております。以上でございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ほかにありませんのでご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第54号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。

よって「議第54号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第55号 恵那市水道事業給水条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑ありませんか。

4 番委員。

4 番委員 ; すいません。これも「議第54号」と同様の扱いという考え方ですね。

委員長 ; 上下水道課長

上下水道課長 ; 水道につきましても、下水道と同じ扱いでございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第55号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第55号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第79号 令和7年度恵那市一般会計補正予算(第4号)(歳入歳出所管部分)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

4番委員

4番委員 ; はい。17ページの土木費の道路維持管理事業費の事業内容で、危険木支障木伐採委託料の1,000万円と、危険木伐採補助金の500万円。これに関しては今回危険木伐採費として、どのような規模の内容なのか。また危険木としての現状レベルはどのような状況・状態を想定しているのかをお聞きいたします。お願いします。

委員長 ; 建設課長。

建設課長 ; はい。まず危険木の状況ということですが、この危険木というものは、道路に対して既に倒れてきてしまっているもの、もしくは道路の車が走る部分にはみ出しているもの、こういったものを危険木と考えております。また公有地にあるもの、道路の敷地内にあるものについては、倒れるおそれがあるものも含めて、危険木と考えております。

民地にある倒れるおそれがあるものについては、補助金での対応と考えており、市が行う委託は、民地部分にあるものは既に倒れて危険な部分について最低限度の範囲で行う。そういった形の内容を考えております。以上でございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

4番委員

4番委員 ; 18ページの、建築物耐震促進事業費の耐震シェルター整備事業補助金ですが今回は30万円が2件ということですが、非常に大切な事業ですので、今後このシェ

ルター以外でも耐震補強策みたいな検討をされていくのか、お聞きいたします。

委員長 ; 建築住宅課長。

建築住宅課長 ; 耐震化の取組等についてお答えさせていただきます。

恵那市の耐震化率につきましては、御存じかと思いますが、県内のほかの市町村と比べても低い状況となっております。そのため令和6年度から恵那市住宅耐震化促進検討委員会を設置しまして、耐震化率の向上を検討してきました。その委員会からの提案等によりまして、今年度から、耐震補強工事の補助金の増額、耐震性のない住宅の解体に対する補助、安価な耐震化工法の普及促進に向けた取組など、様々な取組を行っているところであります。現在の状況ですが、シェルターのほか今言った補助について、耐震補強工事は相談中のものも含めて4件の申請が今来ております。また、解体工事の補助についても、相談中のものを含め2件それぞれ相談、申請が来ている状況です。また、安価な工法につきましては、包括連携協定を結んでおります名古屋工業大学の協力により10月に第2回の講習会も開くことになっております。ただ、恵那市におきましては、昔から大きな家が多く、そういった家については多額の改修費がかかるということで、耐震化をちゅうちょされる方もみえますので、今回この耐震シェルター、部分的な補強にはなりますが、安価である耐震シェルターの補助制度についても今回行うこととしています。今後も少しでも耐震化が進むように制度を整えるとともに、啓発に努めていく予定でございます。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第79号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第79号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了いたしました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれもちまして、令和7年第4回経済建設委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前10時15分閉会

-----  
恵那市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 経済建設委員長 柘植 孝彦